

令和5年度 児童福祉施設等に対する指導監査の実施状況

1 指導監査の実施状況

高槻市社会福祉法人等指導監査要綱及び令和5年度高槻市児童福祉施設等指導監査実施方針に基づき、実地指導監査を実施し、児童福祉施設等（以下「施設等」という。）における利用者への支援の状況等を検証した。

実施にあたっては、指導監査の目的である児童福祉サービスの質の確保及び向上を図るため、事業の適格性や不適切事項の改善状況、サービスの維持向上に向けた取組の確認及び指導を徹底した。

指導監査を実施した結果、早急に是正又は改善を図る必要があるものとして文書により改善指導を行った事項については、報告書や挙証資料の提出を求め改善状況を確認するほか、必要に応じて追加資料の提出や法人の代表者、施設長等からの説明を求めること等により、改善・是正措置の徹底を図った。

なお、令和5年度の監査を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日をもって5類に移行されたが、本年度の指導監査においても感染拡大防止に努め、監査手法については、重点項目に絞って感染症等対策を考慮して簡素化で短時間（3時間を目標）の監査を行った。

2 施設等及び地域型保育事業に対する実施状況

(1) 指導監査の対象

施設等及び地域型保育事業に対し、令和5年度は全111施設について実地指導監査を実施した。

(2) 実地指導監査の実施結果の概要

当該年度における文書による指摘事項の件数は下表のとおりであり、前年度に続き2年連続、施設等及び地域型保育事業ともに減少した。

<文書による指摘事項の件数>

種別	対象数	実施数	文書による 指摘事項の数	左記の内訳		
				施設運営等	会計処理等	利用者支援等
児童福祉施設	59	59	19	1	7	11
地域型保育事業	52	52	5	0	1	4
計	111	111	24	1	8	15

※ 施設運営等とは、施設設備管理、人事管理、災害防止対策等に関する事項をいう。

※ 利用者支援等とは、保育の実施、食事提供等に関する事項をいう。

※ 児童福祉施設とは、保育所と認定こども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型）

をいう。

- ※ 実施数は、同一園に複数回監査を実施した場合でも1件としている。
- ※ 休園中の日輪保育園及び津之江小規模保育園は対象外としている。
- ※ 実施結果には確認監査も含む。

<主な指摘事項>

- ・ 支援計画の策定、支援会議の開催等が不適切
- ・ 食事提供に係る衛生管理が不十分
- ・ 安全で快適な生活環境への配慮が不十分
- ・ 避難訓練等災害防止対策が不十分
- ・ 契約の取り扱いが不適切
- ・ 会計事務処理が不適切（小口現金の取扱い、計算書類等の記載内容の誤り等）

3 その他

課題等のある施設に対しては、指摘事項に係る改善状況について現地での確認を行うなど、必要に応じて随時指導監査や継続的かつ重点的な指導及び日々指導を実施した。